資料１

令和７年度 政策評価（案）について

《各評価の考え方》

（１）基本評価

ア　施策評価

総合計画で掲げた政策目標の実現に向け、特定分野別計画や重点戦略計画などに関連する施策を一体的に推進管理するため、目標・指標など具体の根拠に基づく施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

【令和7年度の主なポイント】

○　令和6年度基本評価の検証を踏まえ、「成果指標等の設定に関する基準」を改正

○　その他統計数値等の設定状況や進捗に重点を置いた調査･審議を実施

イ　事務事業評価

施策評価と一体的に点検・検証を行うとともに、改善等を要する事務事業の再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を徹底するなど、今後の方向性を明らかにする。

（２）特定課題評価

特定課題評価は、その時々の行政ニーズに的確に対応するため、政策に関する特定の課題を設定し、その課題に係る施策について、点検・検証等を行う。

なお、令和７年度は、特定課題評価の実施に代えて、北海道政策評価条例の施行状況等の点検において特定課題評価も含め、今後のあり方を検討する。

（３）公共事業評価

ア　公共事業再評価

事業着手から一定期間経過後での継続事業の妥当性などを検証するため、事業実施中の地区ごとに点検・検証を行い、公共事業の効果的・効率的な実施と実施過程の透明性の一層の向上を図る。

イ　公共事業（大規模等）事前評価

大規模な公共事業等について、事業の企画・立案段階で必要性や事業効果などを点検・検証するとともに、事業内容や検討状況等を明らかにすることにより、企画･立案過程の透明性の一層の向上を図る。

ウ　公共事業事後評価（試行）

事前評価等の対象となった地区の事業完了後において、事業効果の発現状況や整備施設の管理状況等の確認を行い、その結果を同種事業の今後の実施に活用する。

なお、今年度は試行結果（Ｒ４～６）を踏まえて課題等を整理し、令和８年度実施に向け、運用を検討する。